

第三次入間市環境基本計画

～人と環境が共生するまちをめざして～

(令和2年度～11年度)

【概要版】



令和2年3月
入間市

第1章 計画の基本的事項

第三次入間市環境基本計画（以下、「第三次計画」）は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が、知恵と力を出し合い、将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

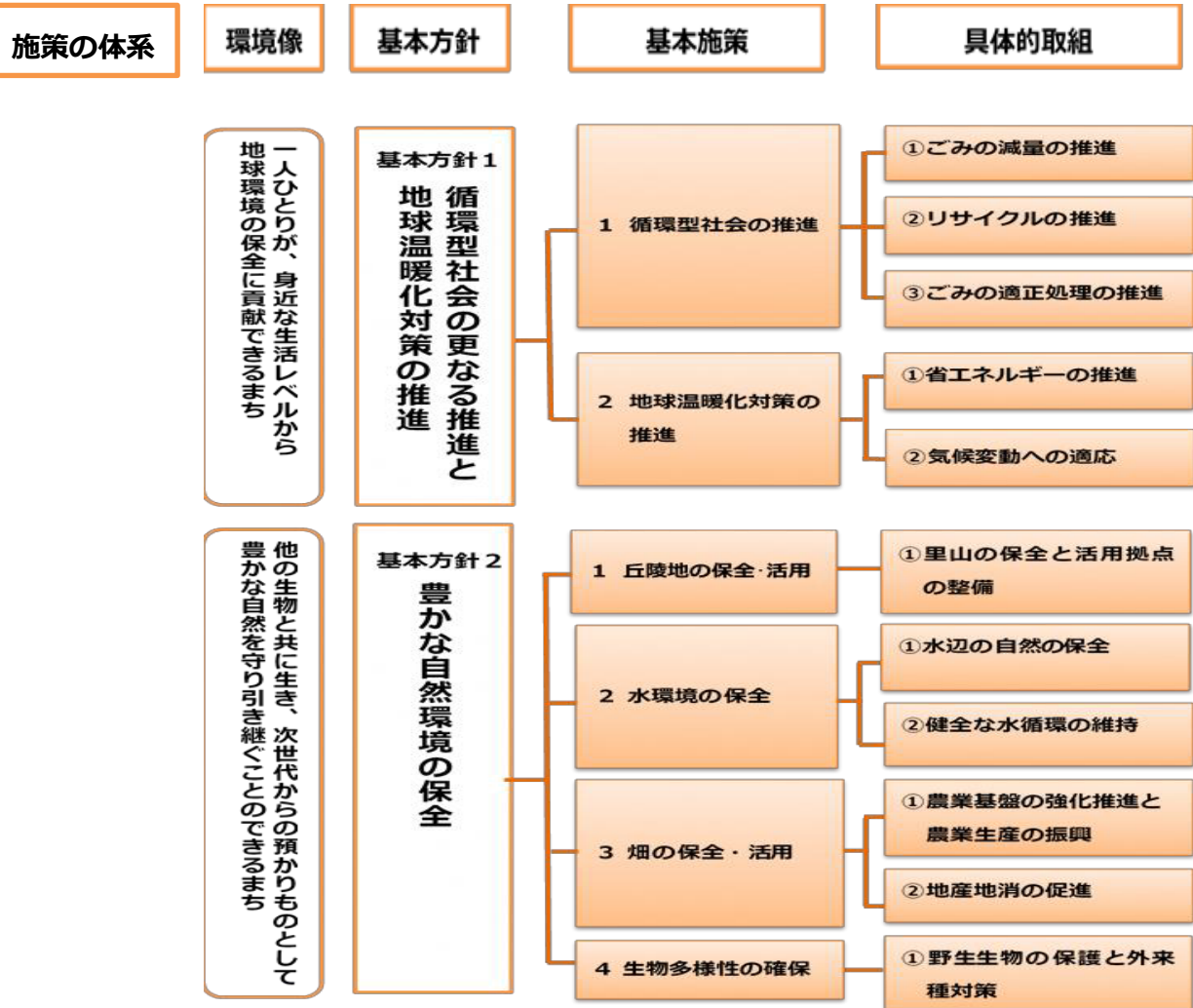
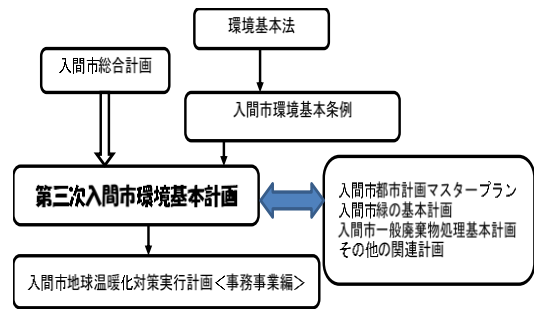
計画の期間と見直し

第三次計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。策定後5年を目途として、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、法律の改正などに応じて見直しを行います。

計画の位置付け

入間市環境基本条例第8条により環境基本計画を策定することを定めています。

また、「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目標とした第6次入間市総合計画と整合を図り、環境の保全・創造の基本的な方向を示す計画として位置付けます。



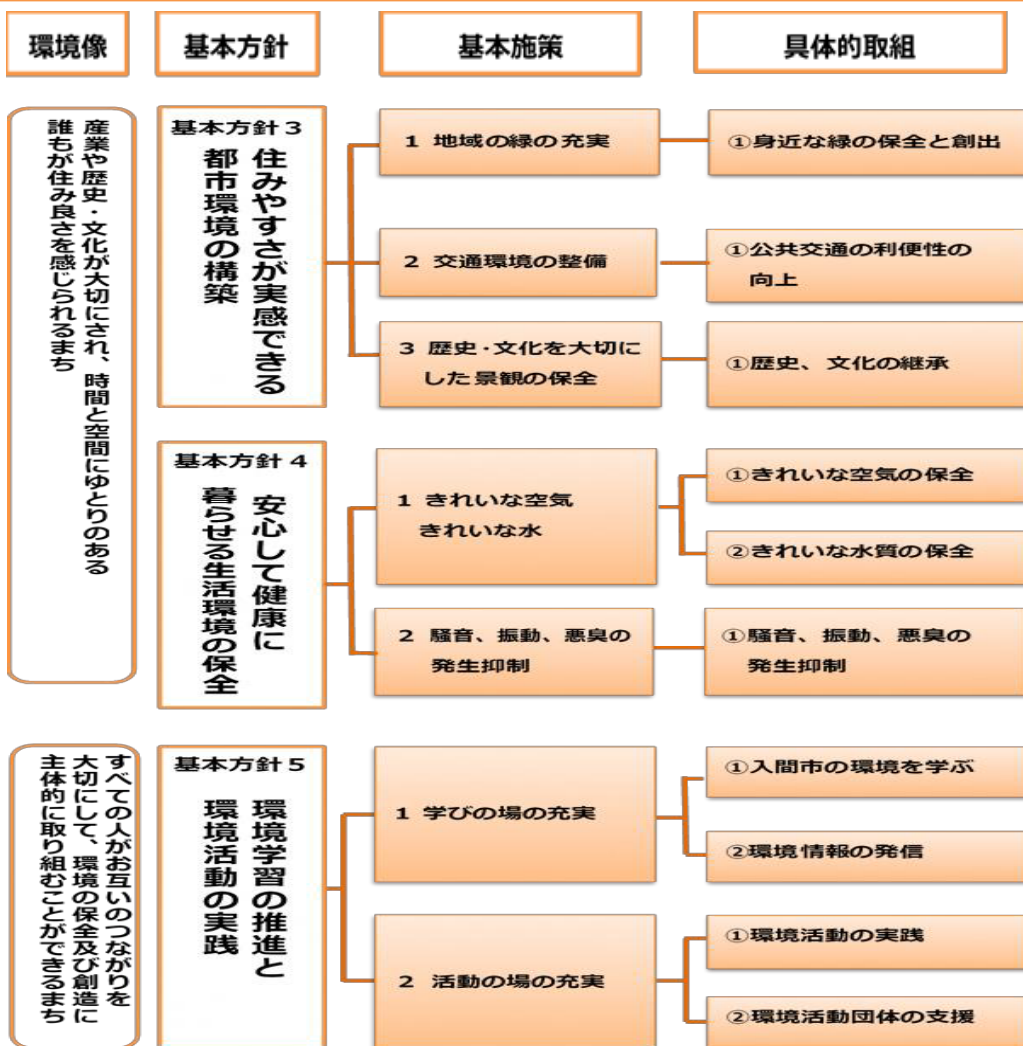
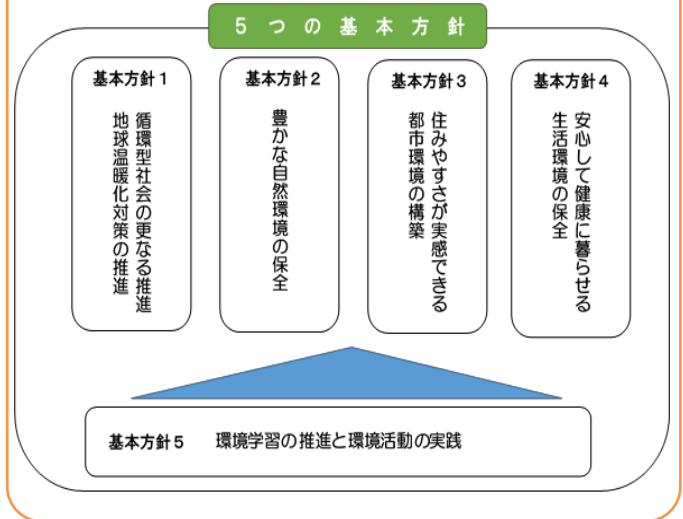
望ましい環境像

本市が目指す望ましい環境像は、第二次入間市環境基本計画（以下、「第二次計画」）の考え方を引き継ぐとともに、社会情勢の変化、第6次入間市総合計画の趣旨および第二次計画の課題を踏まえたうえで、人と環境が共生するまちを目指して、次のとおりとします。

- 一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち
- 他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち
- 産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち
- すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち

基本方針

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本方針を設定します。基本方針は国際的な潮流や社会情勢の変化に対応し、今後の本市の環境活動の根幹となる方針です。



第2章 施策の具体的内容と進行管理指標

基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくために、市民・事業者・市の知恵と力でライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化に努めごみの発生を最少にすることが重要です。

地球温暖化は、人類の生存にも関わる最も重要な環境問題です。地球温暖化の影響とも思われる猛暑日の増加や自然災害の増加など、地球温暖化の影響と思われる現象が市内でも起きています。

基本方針1では、「循環型社会の推進」、「地球温暖化対策の推進」に取り組みます。

評価指標と目標

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
1	①ごみの減量の推進	家庭ごみ排出量（市民一人当たりの1日の排出量）	656g/人/日	642g/人/日	総合クリーンセンター
2		事業ごみ排出量（年間処理量）	8,705t/年	8,198t/年	総合クリーンセンター
3		リサイクルプラザの活用（リサイクルの日開催）	10回/年	10回/年	総合クリーンセンター
4		リサイクルプラザの活用（各種教室への参加）	2,825人/年	3,000人/年	総合クリーンセンター
5		生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大	17基/年	40基/年	総合クリーンセンター
6		埼玉県「彩の国エコぐるめ事業」への登録	50店舗	50店舗	総合クリーンセンター
7	②リサイクルの推進	ごみの資源化	24.3%	30.0%以上	総合クリーンセンター
8		わかりやすいゴミ分別の検討	ごみチャンネル改訂アプリ導入	継続	総合クリーンセンター
9		資源再利用奨励補助の推進（団体数）	198団体	260団体	総合クリーンセンター
10		資源再利用奨励補助の推進（回収量）	2,235t/年	3,600t/年	総合クリーンセンター
11	③ごみの適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量の削減状況	2,597t/年	2,600t/年以下	総合クリーンセンター
12		ごみ処理施設の環境保全情報の公開	ホームページ 2回/年	継続	総合クリーンセンター
13		ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施	修繕・改修工事の実施	継続	総合クリーンセンター
14		次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定	実施	計画策定	総合クリーンセンター
15	①省エネルギーの推進	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	109件/年	150件/年	環境課
16		市施設（市の事務事業）におけるCO ₂ 排出量の削減（CO ₂ 排出量換算量）	33,023(t-CO ₂) (平成28年度)	29,723(t-CO ₂) (令和4年度)	環境課
17		公共施設における省エネルギー設備等の設置件数	4件	推進	環境課
18	②気候変動への適応	土砂災害警戒区域に対する警戒避難マップ作成地区数	5地区	5地区	危機管理課
19		防災訓練参加者数	17,505人	25,000人	危機管理課
20		避難場所としての機能を持った公園・緑地の確保	6ヶ所	維持	都市計画課
21		雨水利用タンク補助金交付件数	6件/年	10件/年	環境課

基本方針 2 豊かな自然環境の保全

加治丘陵と狭山丘陵は、環境保全や景観形成など多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地は、恒久的な保全と計画的な活用が必要です。

河川は、利水、治水や地域コミュニティ、レクリエーションの場、気候の緩和など様々な機能を持っています。広大な茶畑は、本市の代表的な景観でもあります。農地は雨水が浸透するため、地下水の循環にも大きく寄与しています。

希少動植物の生息を確認する一方で、特定外来生物も確認されています。健全な生態系の確保と安全な生活環境づくりを進めるため適正な駆除や防除体制が必要となっています。

基本方針 2 では「丘陵地の保全・活用」、「水環境の保全」、「畑の保全・活用」、「生物多様性の確保」に取り組みます。

評価指標と目標

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
22	①里山の保全と活用拠点の整備	(仮称) 加治丘陵さとやま自然公園用地取得面積	59.4 h a	83.6 h a	都市計画課
23		加治丘陵の公有地化の推進	115.1 h a	推進	都市計画課
24		ボランティア団体などの市民と市との協働による維持管理体制	検討	推進	都市計画課
25		加治丘陵の活用イベントの開催	開催を検討	イベントの開催	農業振興課 商工観光課 都市計画課
26	①里山の保全と活用拠点の整備	計画的な施設整備	5 施設	推進	都市計画課
27		周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用	イベント等の実施他	推進	商工観光課
28	①水辺の自然の保全	野生動植物の生息・生育地の保全面積	1.5 h a	現状維持	農業振興課
29		入間川、霞川、不老川の河川水質調査	4回/年	4回/年	環境課
30		多自然川づくり整備の促進	県への要望 1回/年	県への要望 1回/年	環境課
31	②健全な水循環の維持	雨水浸透ますの累計補助件数	15 件	38 件 (5件/年)	道路管理課
32		浸透トレンチ管等の設置指導	開発、建築等許可申請件数 57 件	開発許可等において設置を指導	開発建築課
33		公共施設における緑化の推進	花壇、壁面及び屋上緑化の推進他	継続	環境課
34	①農業基盤の強化推進と農業生産の振興	農用地利用権設定の面積	58.1 h a	90.0 h a	農業振興課
35	②地産地消の促進	農産物の直売会実施回数	50 回	55 回	農業振興課
36		給食における地場農産物の使用月数	9 ヶ月	9 ヶ月	学校給食課
37	①野生生物の保護と外来種対策	イベント開催による情報提供	自然展、いるま環境フェアの開催	自然展、いるま環境フェアの開催	環境課 農業振興課
38		外来種 (アライグマ) の捕獲	捕獲数 59 頭/年	対策の推進	環境課 農業振興課
39		外来種 (コクチバス) の捕獲	捕獲数 42 尾/年	対策の推進	農業振興課

基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築

私たちが住んでいる地域には、市街地や周辺部の平地林、公共施設や公園などの緑地、住宅の庭木など様々な緑があります。私たちの生活をより豊かにする地域の緑を守り、育てながら、その質の向上を目指します。

環境負荷低減のため、自動車利用から公共交通への利用転換、公共交通の利用促進が必要です。

歴史的建造物や緑豊かな自然環境などの美しい景観は私たちの心を豊かにします。長い時間をかけて育まれてきた歴史や文化は大切な財産です。

基本方針3では、「地域の緑の充実」、「交通環境の整備」、「歴史・文化を大切にした景観の保全」に取り組みます。

評価指標と目標

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
40	①身近な緑の保全と創出	苗木の配布本数	300本/年	300本/年	都市計画課
41		保護樹林・市民の森の面積	5.4ha	現状維持	都市計画課
42		斜面林の保全の推進	維持保全を検討	維持保全を検討	農業振興課 都市計画課
43		生垣奨励補助による設置件数	40m/年	100m/年	都市計画課
44		市街化区域面積に対する公園不足域の割合	約30%	約20% (令和10年度)	都市計画課
45	①公共交通の利便性の向上	コミュニティバスの利用者数	160,454人	175,000人	都市計画課
46		既存路線の維持・確保などについて事業者への働きかけ	働きかけを実施	定時運行の安全性の向上	都市計画課
47		駅周辺における自転車駐車場の整備	公設13ヶ所	現行駐車場の維持	交通防犯課
48	①歴史、文化の継承	文化財保護啓発事業への参加人数	200人	250人	博物館
49		旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行の来館者数	5,840人	10,000人	博物館
50		埋蔵文化財の報告書刊行数	38冊	50冊	博物館
51		伝統文化活動団体の会員数	760人 (令和元年度)	760人	博物館 中央公民館



基本方針4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全

大気中の窒素化合物（一酸化窒素、二酸化窒素）や浮遊粒子状物質の濃度の測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。一方、光化学オキシダントは環境基準を上回割る状況が続いています。

水質については、定期的に主要河川等水質調査を行い、水質汚濁状況を把握しています。各河川の測定地点のBODの経年変化は年により大きな変化があります。

不快な騒音や振動、悪臭などを少なくし、快適な生活環境の保全も必要です。

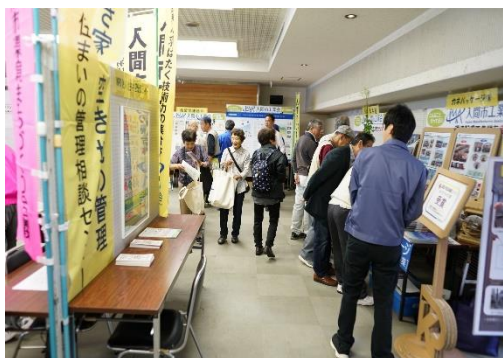
基本方針4では、「きれいな空気 きれいな水」、「騒音、振動、悪臭の発生抑制」に取り組みます。

評価指標と目標

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
52	①きれいな空気の保全	主要交差点等における自動車排ガス調査実施地点数	4地点	4地点	環境課
53	②きれいな水質の保全	合併処理浄化槽の設置補助基数	総数 964 基	総数 1,000 基	環境課
54		工場・事業所等への水質調査件数	9件/年	9件/年	環境課
55		河川などの水質調査地点数	24地点 4回/年	24地点 4回/年	環境課
56	①騒音、振動、悪臭の発生抑制	公害苦情（騒音、振動、悪臭）の受理件数に対する解決率	91%	100%	環境課
57		自動車交通騒音調査（面的評価）実施	1回/年	1回/年	環境課



環境市民講座（入間川）



いるま環境フェア 展示による発表



ごみ分別アプリ

基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践

持続可能な低炭素社会の構築や適応方策を推進するためには、学校や社会における環境教育や環境保全活動の展開が重要です。

環境学習の場の充実により、市民の環境学習の機会が増加します。また、様々な媒体を活用し、市民への環境情報の発信も必要です。市民や団体、事業所の自発的な取り組みが行えるよう、環境学習での学びを実践できる場を充実させていくことも必要です。

基本方針5では、基本方針1から4までの施策を実現するための手段として、「学びの場の充実」、「活動の場の充実」に取り組みます。

評価指標と目標

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
58	①入間市の環境を学ぶ	いるま環境フェアへの参加団体数	37 団体	50 団体	環境課
59		環境市民講座等の開催回数	8 回/年	12 回/年	環境課
60		農産物の直売会実施回数 (再掲)	50 回/年	55 回/年	農業振興課
61		博物館と学校の連携による環境学習への参加者数	6,283 人/年	5,500 人/年	博物館 学校教育課
62	②環境情報の発信	ごみ分別アプリダウンロード数	7,000 件	10,000 件	総合クリーンセンター
63		ごみ減量推進モデル地区の設定と活動支援・PR	12 自治会/年	12 自治会/年	総合クリーンセンター
64		刊行物への環境情報の掲載数	2 回/年	2 回/年	環境課
65		入間市の環境調査概要の作成	1 回/年	1 回/年	環境課
66		COOL CHOICE 運動について、広報いるまへの掲載数	2 回/年	2 回/年	環境課
67	①環境活動の実践	緑に関するイベントの参加者数	671 人/年	700 人/年	農業振興課 都市計画課
68		フリーマーケットなどの開催回数	11 回/年	11 回/年	総合クリーンセンター
69		資源再利用団体の登録数	198 団体	260 団体	総合クリーンセンター
70		資源再利用団体の回収量	2,235t/年	3,600t/年	総合クリーンセンター
71		市民清掃デーの参加世帯数の割合	自治会加入世帯の78.9%	自治会加入世帯の85%	総合クリーンセンター
72	②環境活動団体の支援	環境活動団体の活動支援	5 団体	5 団体	環境課
73		緑に関するボランティアの活動人数	458 人	500 人	農業振興課 都市計画課

第3章 計画の推進

望ましい環境像の実現に向けて、行政（市）、市民、事業者および民間団体のそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していきます。

各主体の役割

行政（市）：環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

市民：環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努めます。

事業者：環境法令に基づく規制基準を順守します。

民間団体：それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的、積極的に実践するとともに、環境への負荷の低減に努めます。

推進体制

入間市環境審議会：市民や事業者、知識経験者の参加により、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況などを点検・評価し、市民意見などを踏まえて、必要に応じより効果的な施策を検討し提言します。

行政（市）：環境の保全及び創造に向けた具体的な施策を推進していくため、EMS(環境マネジメントシステム)推進会議は、環境の現況、市民や入間市環境審議会からの意見・提案を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策の推進や計画の進行管理について、総合的な調整や点検を行います。

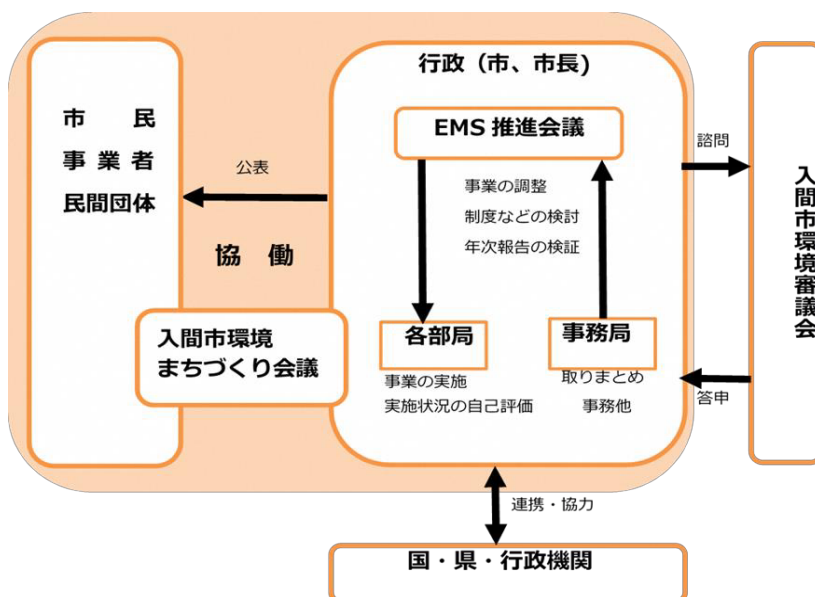
協働による取り組み：本計画では、「環境まちづくり会議」を、パートナーシップ組織として位置付け、協働により計画を推進します。

広域的な連携：近隣市町と、環境に関する交流の場を設けたり、国や県に対し積極的に働きかけることによって、広域的な環境問題の解決に取り組めます。

計画の進捗管理

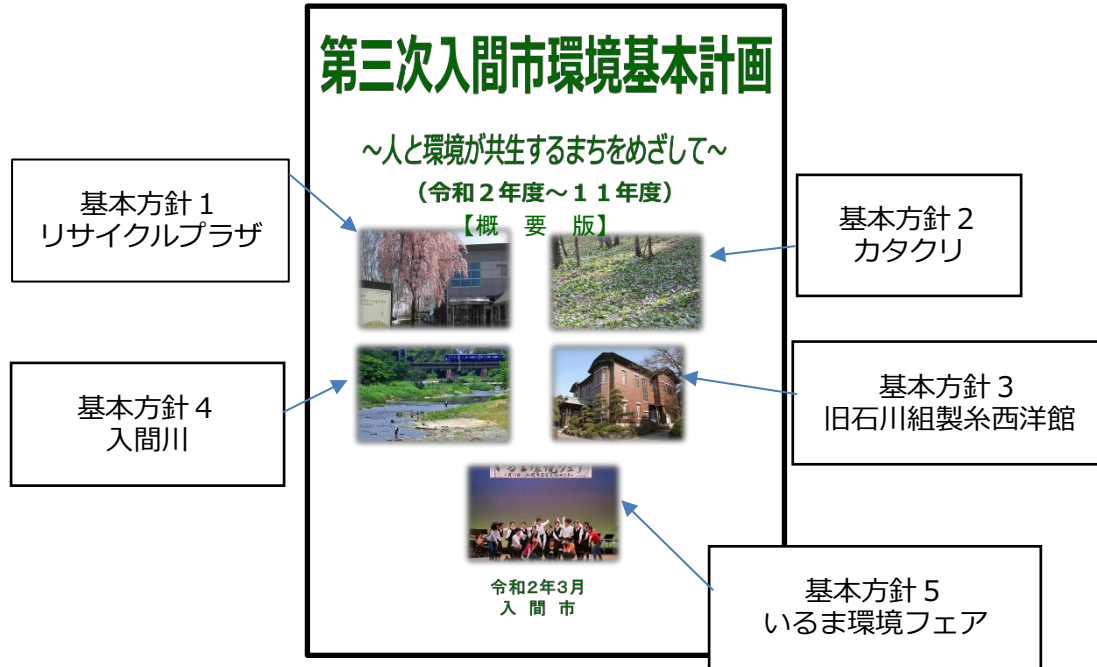
環境の現況や、行政（市）、市民、事業者及び民間団体の取り組み状況について、毎年、担当課が進行管理指標と目標値によって点検し、環境担当課が全庁的な施策の進捗状況を集計します。収集したデータは、年次報告書「入間市環境基本計画環境報告書」にまとめ、公表します。

計画の推進体制図



表紙の解説

第三次入間市環境基本計画の基本方針と関連のある入間市の景観を表紙に掲載しました。



第三次入間市環境基本計画 (令和2年度～11年度) 概要版

発行日 令和2年3月
発行 埼玉県入間市
編集 環境経済部環境課
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111
<http://www.city.iruma.lg.jp/>

写真提供：入間市 広報課、総合クリーンセンター、入間市観光協会



この発行物は
資源ごみ【雑がみ】
として出せます。